

第2回 うらやす景観通信

平成 25 年 6 月 16 日 発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

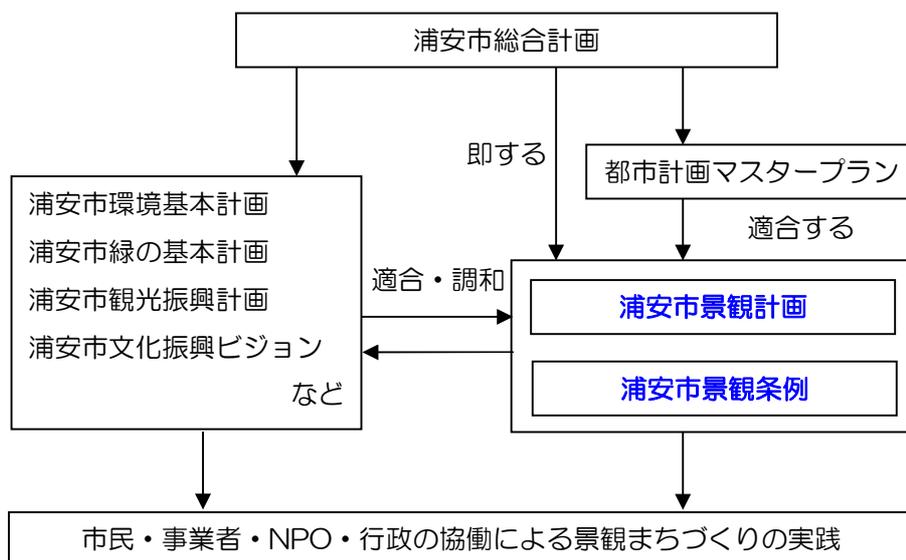
このページを開いていただいたパソコン（携帯電話）の前みなさん、ありがとうございます。6月も中旬に入り本格的に緑の豊かな季節となりました。浦安市の緑は住宅地の生垣や庭先の立木、街路樹、公園、社寺の古木・大木、路地の鉢植えなど様々です。緑は重要な景観資源の一つであり、保全・活用していくことが求められます。緑を大切に！ということですね。

さて、本題に入りまして第2回のテーマは「**景観計画ってなんですか？**」です。

第1回の掲載にて「**景観計画**」という言葉を使わせていただきました。いきなり景観計画といわれても「なんのことだ？」と感じた方もいると思います。モヤモヤさせてしまい、すいませんでした。今回はそのモヤモヤを解消しましょう。実は「**景観計画**」とは法律に定義のある用語なのです。景観法では、景観計画とは「都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における、良好な景観の形成に関して定める計画」とされています。

つまり、景観に関する総合的な計画が景観計画ということです。浦安市が景観計画を施行したのは平成21年7月1日です。これは千葉県の中では6番目でした。ちなみに政令指定都市である千葉市が平成23年8月1日です。

景観計画は、市で作成している他の計画と様々な関係の中で存在しています。



景観計画は、浦安市総合計画に即し、浦安市都市計画マスタープランに適合し、関連する計画との適合や調和を保つことが、景観法の中で定められています。

では、浦安市の景観計画の中身を見ていきましょう！と、ここから説明を開始したいところではありますが、景観計画は全4編構成、紙ベースにすると厚さ1cmを超える計画です。中身については焦らずこれから時間をかけて少しずつ見ていきましょう。

次回は「**新しいぞ景観法！**」をテーマに掲載いたします。